

平成28年第3回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年3月24日(木)
午後3時00分 から 午後3時52分
2. 開催場所 苓北町役場2階第1・第2委員会室

3. 本日の出席委員(14名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|-------|
| 1番 | 田中安雄 | 2番 | 池崎計介 |
| 3番 | 錦戸幸春 | 4番 | 大仁田金次 |
| 5番 | 内尾明美 | 6番 | 福田正明 |
| 7番 | 長田賢二 | 8番 | |
| 9番 | 福山健 | 10番 | 小野陽一 |
| 11番 | 塚田修彦 | 12番 | 渡邊和人 |
| 13番 | 春本一喜 | 14番 | 山下時義 |
| 15番 | 岡村貞夫(会長) | | |

4. 本日の欠席委員(1名)

8番 田中文彦

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第108号 農地法第3条の規程による許可申請について

日程第3. 議案第109号 農地法第5条の規程による許可申請について

日程第4. 議案第110号 農用地利用集積計画の認定について

日程第5. 議案第111号 苓北町農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第6. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田 尚之・事務局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

7. 会議の概要

1. 開会

開会午後 3時00分

事務局

お世話になります。

定刻になりましたので、只今から平成28年第3回の農業委員会総会を開会致します。

なお、平成28年4月1日からの農業委員の選任につきましては、

推薦があった7名全員につきまして、3月17日の町議会に於いて選任の同意を頂きましたことを報告致します。

まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、こんにちは。農業委員皆様の任期が、3月31日で終了致します。委員の皆様のご協力に厚く御礼を申し上げます。2月の総会で、皆様に配布して頂きました遊休農地について、管内の全農地を対象とする利用意向調査を実施致しております。利用意向調査から6ヶ月以内に回答がない場合、農業委員会が勧告を行うことが法律上の義務として規程されております。調査のなかで、農地所有者に対して、1つ目、自ら耕作をする。2つ目、農地中間管理事業を利用する。3つ目、誰かに貸し付ける。などの意向調査を表明して頂きます。遊休農地の課税強化につきましては、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した、農業振興地域内の遊休農地化解消となります。この協議勧告が行われるのは、機構への貸付の意志を表明せず、自ら耕作の再会を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定をされます。

以上のことが要点でございます。全農家の回答を待って対応して参りたいと思います。本日もご協議の程、よろしく願いを致します。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、田中文彦さんが欠席でございます。

出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい) の声あり

議長

それでは、6番の福田正明委員さんと、7番の長田賢二委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、

野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長

それでは議案に入りますが、都合により（本日田中安雄委員さんが、本渡で別の会議が入っており、30分程度しか会議に参加できないため）、日程第3、議案第109号 農地法第5条の規程による許可申請について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3、議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。整理番号1の案件につき説明致します。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町内田の畑1筆45㎡です。転用の目的は駐車場です。

転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、申請地の隣接地に居住しているが、駐車場が必要になったため、土地を探していた。申請地は町道添いであり、自宅に隣接している土地で、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。

他に代替となる土地も無いことから、申請地を駐車場として転用したい」というものです。

申請地は8ページから10ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。

申請箇所は第1種農地で、原則許可できませんが、例外的に集落に接続して設置されるものについて、許可をすることができるとあり、駐車場としての転用は、適当と思われれます。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1 番
田中委員

本件につきましては、3月18日に申請者と面談を致しまして、現地確認と、全て説明がありました様に相違ないことを確認致しました。そういったことで、問題ないと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。整理番号1の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

事務局

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、整理番号2から4の案件については、関連がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

11ページをお開き願います。整理番号2から4の案件について説明致します。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、整理番号2は苓北町内田の畑1筆450㎡です。整理番号3は13ページ別表の畑3筆合計108㎡です。整理番号4は14ページ記載の苓北町内田の畑1筆155㎡です。いずれも転用の目的はコンクリート製造工場用地の拡張です。

転用しようとする理由の詳細は、いずれにつきましても、「譲受人は、現在生コンクリート製造業を運営しているが、施設の拡張をするため近隣の土地を探していた。申請地は工場の近隣にあり、利便性が高いため、転用申請に至った次第である。

他に代替となる土地も無いことから、申請地をコンクリート製造工場用地の拡張として転用したい」というものです。
申請地は15ページから17ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。

申請箇所は第1種農地で、原則許可することはできませんが、例外的に既存の施設の拡張について許可をすることができるとあ

り、既存の施設、〇〇工場用地の拡張として転用は適当と思われ
ます。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございます。只今事務局から説明がございま
したが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致し
ます。

1 番
田中委員

この件につきましては、今説明がありました様に〇〇〇の会社の
上部に位置する所でございます。かなり高い所に農地があるわけ
でございます。私が確認したところ、作付けするには困難な場所だ
なと判断しました。真後ろは、じやり置き場といいますか、資材置
き場となっております。今説明がありました様に妥当じゃなかろう
かと思えます。

もうひとつはですね、下の方に、道路の脇にあたるんですが、三
角形の所があったんですけど、上も下もコンクリートで固めてあり
まして、農作物が作れるような状況ではないです。よろしくお願
いします。

議 長

はい、ありがとうございます。整理番号 2 から 4 の案件につ
きまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

9 番
福山委員

図面を見ますと、〇〇さんの家の裏と思いますが、裏は高くなっ
てますけど、家との関係はよかったですかね。

議 長

それはどがんなつとるですかね。

事務局
瀬形

この宅地より大分高くなります。裏にですね、89番地とあるん
ですけど、ここと83番地は同じ高さになってるんですよ。91と
かですね。ですから、その続きで資材置き場として利用されている
ようです。くずれるとかは全然ありませんので。

1 番
田中委員

宅地と土手との差はかなりありまして、スペースはとってありま
すので、きれいに固めて、擁壁といいますか、よく固めてありまし
たので、大丈夫かと思えます。

議 長

他にご意見ございませんか。

事務局
瀬形

補足ですね、説明をしたいと思います。

議 長

この申請の〇〇工場なんですけど、当初昭和45年の10月28日付けですね、県知事より農地法第5条の許可をもらって建設をされておられます。しかしなんです、その後地籍調査が行われて、当初申請をしていた土地以外ですね、工場の用地に含まれてしまったということです。その地番がですね、17ページをご覧頂きたいと思いますが、104-3、104-4、106-3、この3筆ですね、地籍調査のときに筆界未定ということで、工場の中の用地に含まれてしまったということです。申請に時間がかかったものですから、今回改めて転用申請になったということです。

なお、詳しくは〇〇83につきましては、資材置き場として、88-2については、里道の法面が崩壊していたために、法面保護のためコンクリートで施行する予定とのことでした。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

はい。よろしゅうございますか。他にこの件につきましてご意見のある方はお願いをいたします。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号2から4の案件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2から4の案件につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、日程第2. 農地法第3条の規程による許可申請について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2. 議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページにお戻り下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲り受け人は議案記載の譲り渡し人から贈与により取得

し、所有権を移転したいというものです。

申請物件の表示は4ページの別表のとおりです。

位置図は5ページのとおりです。

合計しまして、畑13筆10, 293㎡です。

申請理由は、経営規模を拡大するため(後継者への経営移譲)です。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

13番
春本委員

はい。申請人は親子関係でございます。レタスを中心に作付けをなされております。今回、贈与による所有権移転ということでございますが、経営規模を拡大し、後継者への経営移譲を行いたいということでございます。皆さん方審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長

続きまして、農用地利用集積計画の認定について上程致します。事務局に説明を求めます。

はい、日程第4、議案第110号 農用地利用集積計画の認定についてご説明いたします。

20ページをお開き下さい。

新規で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻です。期間は6年9ヶ月です。

続きまして、21ページをお願いします。

新規で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は10年9ヶ月です。

続きまして、22ページをお開き下さい。

転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻です。期間は6年9ヶ月です。

続きまして、23ページをお願いします。

転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は10年9ヶ月です。

続きまして、24ページをお開き下さい。

利用権移転で5件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は

議案記載のとおりです。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

議 長

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

議 長

続きまして、日程第5、議案第111号 苓北町農地利用最適化推進委員の委嘱について上程致します。

なお、次の案件には田中安雄委員さん、福田正明委員さんが含まれております。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(田中安雄委員、福田正明委員退席)

議 長

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

はい、日程第5、議案第111号 苓北町農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明致します。議案書の25ページをお開き下さい。

次の者を苓北町農地利用最適化推進委員に委嘱したいから、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規程により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

定員8名に対しまして、議案記載の8名の推薦がっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。苓北町農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会の承認を求めるものとなっております。

この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

事務局長

補足説明をよろしいでしょうか。

今回の議案につきましては、昨年の夏に農業委員会に関する法律が、農協法と一括ということで改正されました。それに基づきまして、12月の議会で適正化推進委員の定数条例を制定して頂きました。定数を8名と致しまして、この選任につきましては、関係の法律で、農業委員会で委嘱するという事になっております。農業委員さんは議会の同意を得て町長が任命する、最適化推進委員は農業委員会が委嘱するという事で、法律で規定されております。で、施行規則に基づきまして、農業委員さんと同じく、1月から2月の月上旬にかけて約1か月間、公募を致しました。それで、定員8名のうち、8名の推薦、団体からの推薦、個人からの推薦がございました。それで、今回の議案の承認を求めるものでございます。なお、この最適化推進委員につきましては、活動区域が決められております。それぞれ坂瀬川地区、志岐地区、富岡地区、都呂々地区、この活動区域に於いて、最適化推進委員さんの業務を遂行して頂くということでございます。承認を頂きたい方々は、記載の8名の方でございまして、よろしくご審議の程をお願いいたします。

議 長

はい。ありがとうございます。只今、局長さんから詳しくご説明がありましたが、他にございませんか。無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(異議無し)

異議無しということでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、8名全ての方を承認することに致します。

議事参与の案件が終了しました。田中安雄委員さん、福田正明委員さんの入室をお願い致します。

(田中安雄委員退席、福田正明委員入室)

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

・事務局からその他事項がございます。

1. 平成28年度農業労働賃金（基準額）について
原案可決
2. 農業委員会の送別会について
3. 農業委員活動記録簿について
4. 次回総会について
5. 今月で卒業される委員さんと、今後も就任頂く委員さんにお礼の言葉
6. その他

事務局からは以上です。

議 長

皆様から何かございましたらお願い致します。
(なし)

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第3回総会を閉会いたします。

閉会午後3時52分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____